

5年ごと利差配当付介護一時金特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
 第2条 特約介護一時金および特約死亡給付金の支払
 第3条 戦争その他の変乱
 第4条 特約介護一時金および特約死亡給付金を支払わない場合
 第5条 特約介護一時金および特約死亡給付金の請求、支払の手続
 第6条 特約の保険料の払込免除
 第7条 特約の保険料払込期間および保険料の払込
 第8条 特約の保険料の自動振替貸付
 第9条 特約の失効
 第10条 特約の復活
 第11条 特約の解約
 第12条 解約返戻金

- 第13条 債権者等による解約
 第14条 特約の保険料払込期間の変更
 第15条 特約の介護一時金額の減額
 第16条 特約の復旧
 第17条 特約の消滅
 第18条 告知義務および告知義務違反
 第19条 重大事由による解除
 第20条 契約者配当金の割当
 第21条 契約者配当金の分配
 第22条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
 第23条 特約介護一時金受取人および特約死亡給付金受取人の変更
 第24条 管轄裁判所
 第25条 主約款の規定の準用
 第26条 保険料一時払に関する特則

5年ごと利差配当付介護一時金特約条項

(平成18年11月2日制定)

(平成23年5月2日改正)

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が死亡したときに特約死亡給付金、所定の要介護状態に該当したときに特約介護一時金の支払いを終身にわたって保障するものです。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。会社が、この特約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。この特約の保険証券に記載する事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険証券に記載する事項の規定を準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社は、新たに主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）に関する告知を求め、被保険者の選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、会社はこの特約の保険証券を交付しません。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法<回数>に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。

(特約介護一時金および特約死亡給付金の支払)

- 第2条 特約介護一時金および特約死亡給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、次のとおりです。

給付種類	支払事由	支払額	受取人
特約介護一時金	被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱いが行われた後の介護一時金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期、以下同じ。）以後の傷害または疾病を原因として、次のいずれかの状態に該当したとき (1) 満65歳未満の被保険者について、次のすべての条件を満たすことが、医師によって診断確定されたとき ア. 別表20に定める要介護状態（以下「会社所定の要介護状態」といいます。）に該当したこと イ. 会社所定の要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日あること (2) 別表21に定める公的介護保険制度により、別表22に定める要介護2以上の状態（以下「要介護2以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき	特約の介護一時金額	被保険者
特約死亡給付金	被保険者が、死亡したとき	特約の死亡給付金額	主契約の死亡給付金受取人

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に会社所定の要介護状態または要介護2以上の状態に該当

したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなします。

- (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 3 第1項の特約の死亡給付金額は、被保険者が死亡した日のこの特約の解約返戻金額と同額とします。
- 4 会社が、特約介護一時金を支払った場合には、被保険者が第1項に規定する特約介護一時金の支払事由に該当した時から、この特約は、消滅したものとします。
- 5 特約死亡給付金を支払う前に特約介護一時金の支払請求を受け、特約介護一時金が支払われるときは、会社は、特約死亡給付金を支払いません。
- 6 特約死亡給付金を支払った後、死亡前に支払事由に該当していた特約介護一時金の請求があった場合には、特約介護一時金が支払われるときは、会社は、次の各号のとおり取扱います。
 - (1) 支払うべき特約介護一時金とすでに支払った特約死亡給付金の金額の差額を特約介護一時金の受取人に支払います。
 - (2) 特約介護一時金の支払事由に該当した日の属する払込期月の次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに特約介護一時金の支払事由に該当したときはその払込期月）以降に払込まれた保険料を特約介護一時金の受取人に支払います。ただし、第6条（特約の保険料の払込免除）の規定により払込みが免除された保険料は除きます。
 - (3) 第4項の規定は適用しません。
- 7 保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、特約介護一時金の受取人は、第1項の規定にかかわらず、保険契約者となります。

（戦争その他の変乱）

第3条 被保険者が、戦争その他の変乱によって会社所定の要介護状態または要介護2以上の状態に該当した場合に、その原因によって会社所定の要介護状態または要介護2以上の状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響をおよぼすときは、会社は、その程度に応じ、特約介護一時金を削減して支払うことがあります。

（特約介護一時金および特約死亡給付金を支払わない場合）

第4条 特約介護一時金または特約死亡給付金の支払事由に該当しても、特約介護一時金または特約死亡給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）は、次のとおりです。

給付種類	免責事由
特約介護一時金	次のいずれかにより被保険者が特約介護一時金の支払事由に該当したとき ① 保険契約者の故意または重大な過失 ② 被保険者の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の薬物依存（別表8）
特約死亡給付金	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 ② 保険契約者または主契約の死亡給付金受取人の故意による致死

- 2 主契約の死亡給付金受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、特約死亡給付金の一部の受取人であるときは、特約死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払います。
- 3 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって特約死亡給付金を支払わないときは、会社は、解約返戻金（前項に該当する場合には、支払われない死亡給付金部分の解約返戻金。以下、本項において同じとします。）を、保険契約者に支払います。
- 4 前項の規定にかかわらず、保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって特約死亡給付金を支払わない場合には、解約返戻金その他の返戻金の払いもどしはありません。

（特約介護一時金および特約死亡給付金の請求、支払の手続）

第5条 特約介護一時金および特約死亡給付金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の給付金等の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

- 2 特約介護一時金の受取人である被保険者が死亡した場合、特約介護一時金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次の各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

号	代表者
(1)	主契約の死亡給付金受取人が被保険者の法定相続人の場合 主契約の死亡給付金受取人 (法定相続人である死亡給付金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者)
(2)	前号に該当する者がいない場合 この保険契約において指定代理請求人制度に関する特則による指定代理請求人が指定または変更されているときは、その者 (被保険者の死亡時において同特則第3条(指定代理請求人の指定および変更)第1項各号に定める範囲内であることを要します。)
(3)	前2号に該当する者がいない場合 配偶者
(4)	前3号に該当する者がいない場合 法定相続人の協議により定めた者

- 3 前項の規定により、会社が特約介護一時金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約介護一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 故意に特約介護一時金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第2項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

(特約の保険料の払込免除)

- 第6条 主約款の規定により主契約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は、次の払込期月(払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込免除事由が生じたときは、その払込期月)以降のこの特約の保険料の払込みを免除します。
- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

(特約の保険料払込期間および保険料の払込)

- 第7条 この特約の保険料払込期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 前項で払込むべき保険料は、主約款に定めるそれぞれの払込期月の契約応当日(第1回保険料の場合は契約日)からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間(以下、「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。
- 4 保険料期間中にこの特約が消滅した場合(この特約の保険料の払込みが免除された後に消滅した場合および主契約が払済保険に変更された場合を除きます。)またはこの特約の保険料の払込みが免除された場合には、保険料期間に対応するこの特約の保険料のうち未経過部分(次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1か月未満の端数は切捨てます。以下、「未経過保険料」といいます。)を保険契約者(主契約の給付金等を支払うときは、主契約の給付金等の受取人)に払いもどします。
- 5 主契約の保険期間と保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に一括して前納することを要します。この場合、一括して払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料とし、会社所定の利率で割引きます。
- 6 前項のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込みに充当します。
- 7 この特約の保険料の払込みを要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払いもどします。ただし、主契約の給付金等を支払うときは、主契約の給付金等の受取人に支払います。
- 8 第5項の場合において、この特約の保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、
- 9 主契約の保険料が払込まれ、この特約の保険料が払込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとし、

(特約の保険料の自動振替貸付)

- 第8条 この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付の規定を適用します。

(特約の失効)

- 第9条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

- 第10条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。ただし、会社がこの特約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。

(特約の解約)

- 第11条 保険契約者または保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

(解約返戻金)

- 第12条 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払込んだ年月数(年払または半年払の場合は、払込んだ年月数および経過年月数)により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。また、この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて、主約款の解約返戻金の規定を準

用して保険契約者に通知します。

- 2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、主約款の給付金等の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

(債権者等による解約)

第13条 債権者等によるこの特約の解約は、解約の請求の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の通知が行われた場合でも、通知の時に次の方のすべてを満たす特約介護一時金または特約死亡給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、所定の金額（解約の請求の通知が会社に到着した日にこの特約の解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

号	特約介護一時金または特約死亡給付金の受取人の条件
(1)	保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
(2)	保険契約者でないこと

- 3 特約介護一時金または特約死亡給付金の受取人が前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の請求の通知が会社に到着した日以後、解約の効力が生じるまで、または第2項の規定により効力が生じないこととなるまでに、特約介護一時金または特約死亡給付金の支払事由が生じ、会社が特約介護一時金または特約死亡給付金を支払うべきときは、支払うべき金額の限度で、第2項に定める所定の金額を債権者等に支払います。この場合、支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、特約介護一時金または特約死亡給付金の受取人に支払います。

(特約の保険料払込期間の変更)

第14条 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険料払込期間を変更することができます。ただし、変更後の保険料払込期間は、会社所定の範囲内から選択することを要します。

- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。

(特約の介護一時金額の減額)

第15条 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、この特約の介護一時金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約の介護一時金額は、会社所定の金額以上であることを要します。

- 2 主契約の介護年金額が減額された場合に、この特約の介護一時金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額まで特約の介護一時金額を減額します。

(特約の復旧)

第16条 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱いをします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取扱いません。

(特約の消滅)

第17条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅し、各号のとおり取扱います。

号	この特約が消滅する場合	消滅時の取扱
(1)	主契約が払済保険に変更されたとき	第12条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を、主約款第21条（払済保険への変更）第2項の会社の定める方法により計算した金額に加え、主契約を払済保険に変更した日のこの特約の死亡給付金額を、主約款第21条（払済保険への変更）第3項第2号の原保険契約の死亡給付金額に加えて取扱います。
(2)	主契約が消滅したとき	主約款の規定によって死亡給付金が支払われるときを除いて、主約款に準じて解約返戻金等の支払を取扱います。

(告知義務および告知義務違反)

第18条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第19条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(契約者配当金の割当)

第20条 会社は、会社の定める方法により積立てた契約者配当準備金中から、毎事業年度末に次の特約に対して、会社の定める方法で計算した利差配当を契約者配当金として割当てます。この場合、第2号イ. に該当する特約については、第2号ア. に該当する特約に対して割当を行った金額を下回る金額とします。

号	契約者配当金を割当てる特約
(1)	次の事業年度中にこの特約の締結日の5年ごとの応当日（以下本条において「5年ごと応当日」といいます。）が到来する有効な特約
(2)	次の事業年度中に消滅する次の特約 ア. 特約介護一時金もしくは特約死亡給付金の支払または第17条（特約の消滅）第1号の事由により消滅する場合には、この特約の締結日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する特約 イ. 前ア. 以外の事由により消滅する場合には、この特約の締結日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する特約
(3)	次の事業年度中に、この特約の締結日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して介護一時金額の減額が行われる特約

- 2 前項のほか、この特約の締結日から所定年数を経過し、かつ所定の条件を満たす特約に対して契約者配当金の割当を行うことがあります。

（契約者配当金の分配）

第21条 前条第1項の規定により割当てた契約者配当は、次のとおり分配します。

号	契約者配当金	分配の方法
(1)	前条第1項第1号の規定により割当てた契約者配当金	次の方法により分配します。 ア. 次の事業年度の年単位の契約応当日から会社所定の利率で計算した利息をつけて積立てます。 イ. 積立てた契約者配当金は、この特約が消滅したときまたは保険契約者の請求があったときに保険契約者に支払います。ただし、特約介護一時金または特約死亡給付金を支払うときは、特約介護一時金または特約死亡給付金とともに特約介護一時金または特約死亡給付金の受取人に支払います。 ウ. 保険契約者が契約者配当金を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。 エ. 本号の規定により契約者配当金を積立てたときは、会社は、そのつど保険契約者に通知します。
(2)	前条第1項第2号の規定により割当てた契約者配当金	保険契約者に支払います。ただし、特約介護一時金または特約死亡給付金を支払うときは、特約介護一時金または特約死亡給付金とともに特約介護一時金または特約死亡給付金の受取人に支払います。
(3)	前条第1項第3号の規定により割当てた契約者配当金	第1号の規定に準じて支払います。

- 2 前条第2項の規定によって割当てた契約者配当金は、会社の定める取扱いに従い支払います。
3 契約者配当金の支払時期および支払場所については、主約款の給付金等の請求、支払の手續に関する規定を準用します。

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第22条 会社は、別表21に定める公的介護保険制度の改正が行われた場合で、その改正がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めるときには、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由の変更を行うことがあります。

- 2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可により本条の変更を取扱うことができることとなった日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、次の各号のいずれかの方法を指定してください。
(1) 本条の変更を承諾する方法
(2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
5 前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法を指定されたものとみなします。

（特約介護一時金受取人および特約死亡給付金受取人の変更）

第23条 保険契約者は、この特約の介護一時金の受取人を変更できません。

- 2 保険契約者は、主契約の給付金の受取人が変更される場合を除いて、この特約の死亡給付金の受取人を変更できません。

（管轄裁判所）

第24条 この特約における特約介護一時金、特約死亡給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第25条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(保険料一時払に関する特則)

第26条 この特約の保険料が一時払のときは、次の規定は適用しません。

保険料一時払の契約に適用しない規定

第6条 (特約の保険料の払込免除)

第7条 (特約の保険料払込期間および保険料の払込) 第2項から第9項

第8条 (特約の保険料の自動振替貸付)
